



問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 藤田

Tel : 03-5253-8111 (44-173)

03-5253-8639 (直通)

平成 26 年 10 月 1 日

国土交通省海事局検査測度課

海上輸送される固体ばら積み貨物に係る規制の改正について

背景

- ・ 固体ばら積み貨物を海上運送するための国際基準（国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBCコード））が改正され、平成27年1月1日から、液状化物質に係る規制が強化等されます。
- ・ 我が国においても、国際基準との整合を図るため特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）及び関連告示等を改正し、同日から施行します。

○改正概要（主要なもの）

（1）水管理手順書の作成義務等の追加（特殊貨物船舶運送規則）

液状化物質（航行中に液状化するおそれのある微細な粒状物質）の荷送人に対し、液状化物質の水分を適切に管理するための「水管理手順書」の作成が義務付けられます。同手順書は、国の承認を受ける必要があります。

（2）液状化物質の水分測定（特殊貨物船舶運送規則）

従来、国又は登録検査機関で行うこととしていた水分測定について、水管理手順書において試料採取や水分測定の方法が適切と認められた場合、本邦内で運送する場合に限り、荷送人自らが行うことができるようになります。

（3）規制対象物質の追加又は種別等の変更（関連告示）

水酸化アルミニウム等、IMSBCコードにおいて追加又は種別の変更があった18種の物質について、関連告示に規定を追加する等します。

また、石炭灰固化体等、国内査定を受けている48種の物質について、関連告示に規定（本邦内を運送する場合に限る。）を追加する等します。

※「種別」は、物質の性状に応じ次の3種に分類されています。

種別 A: 液状化物質

種別 B: 固体化学物質（船舶にばら積みして運送する場合において化学的な危険性を有することとなる固体の物質）

種別 C: 液状化物質又は固体化学物質ではない物質

○改正省令等の公布時期

特殊貨物船舶運送規則：10月1日

関連告示：11月中旬頃

○その他

施行日以降、液状化物質が円滑に運送できるよう「水管理手順書」の施行日前承認制度を設けています。

以上

○IMSBCコードにおいて追加された物質

物質名	種別
水酸化アルミニウム	A 及び B
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物(不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む)	A 及び B
クリンカアッシュ(湿式)	A 及び B
コールタールピッチ	B
粗い鉄鋼スラグ及びその混合物	C
粉碎されたカーボンアノード	C
スクリーニングペレット	C
粒状ニッケルマット	B
石膏(造粒品)	C
チタン鉄鉱(岩石)	C
アップグレードイルメナイト	A
ニッケル鉱	A
砂(重鉱物)	A
参照: 砂	C
シリコンスラグ	C
廃棄物由来の紙、プラスチックなどを原料とする固形化燃料	B
焙炒木材	B
シリコマンガ(低炭素)	B

※「シリコマンガ(低炭素)」は名称の変更

○国内査定を受けている物質

物質名	種別
アスファルトピッチ	B
粗い煉瓦屑	C
アルミナ精鉱	A
鋳物廃砂	C
汚染土壌	C
汚泥(セメント原料)	C
汚泥、燃え殻、ばいじんその他の産業廃棄物の固化処理物	C
改良汚泥	C
カルシウムアルミネート	C
木くずと油性又は水性廃棄物及び汚泥の混合物	C
きざんだ天然ゴムくず	C
きざんだプラスチック	C
キュポラダスト	C
キュポラダスト(造粒されたもの)	C
クリンカアッシュ(乾式)	C
クリンカアッシュ(湿式)脱水汚泥混合物	C
建設土砂(近海運搬用)	A
原料汚泥	C
高炉系ダスト	C
高炉系ダスト(液状化するおそれのあるもの)	A
再利用木材	B
酸化第二鉄	C
シュレッダーダスト	B
シリコマンガ(ケイ素の含有率が 18 質量%以下のもの)	C
水酸化カルシウム(消石灰)	A 及び B

水底粘性土(近海運搬用)	C
石炭灰固化体	B
石炭灰造粒物	C
石灰ダスト(加湿したもの)	C
脱水汚泥	C
鉄鋼スケール	C
鉄鋼スラグ及びその混合物(液状化するおそれのないもの)	C
鉄鋼スラッジ(液状化するおそれのあるもの)	A
鉄鋼スラッジ(液状化するおそれのないもの)	C
電気炉系乾ダスト	C
電気炉系ダスト(造粒されたもの)	C
陶磁器くず等破砕品	C
土砂(瓦礫、コンクリートガラ、砂利等が混合したもの)	C
ばいじん(製紙スラッジ焼却湿灰)	C
ばいじん(中和湿灰)	C
ばいじん(ボイラー湿灰)	C
パーム椰子殻	C
ベットマテリアルアッシュ(乾式)	C
ベットマテリアルアッシュ(湿式)	C
燃え殻	C
溶解・伸鉄用鉄鋼スクラップ(「切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793」を含まないものに限る。)	C
煉瓦屑	C
煉瓦屑と燃え殻の混合品	C